

1・16 緊急学習会のお知らせ

指導員の賃金改善へ！ 「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を すべての地域で実現しましょう！！

国は、2021 年度補正予算で保育士や幼稚園職員等と並んで、学童保育指導員への「月額 9000 円引き上げ」を確定。厚生労働省が詳細を通知しました（「子ども家庭局通知」12/23）。「臨時特例事業」は非常勤職員や公立の職員も含まれ、公設公営・公設民営・民設民営いずれの指導員も、アルバイト職員も含め全指導員が対象となります。

「臨時特例事業」は、各市町村による国への交付申請と補正予算化が必要で、この事業の実現（活用）のためには行政（担当課）や議会（議員）への働きかけがたいへん重要です。

「臨時特例事業」の内容を理解し、行政等への具体的要望を確認するための「緊急学習会」を開催します。すでに活用を決め、具体化をはじめている市町村も出てきています。

大阪府内すべての地域でこの事業が実施されるよう、ぜひ、学習会へご参加下さい。

- 日 時 1月16日（日） 10時～12時
- 講 師 賀屋 哲男 さん（全国学童保育連絡協議会副会長）
川崎みゆき さん（大阪学童保育連絡協議会副会長）
- 開催方法 オンライン開催（ズーム）・参加費無料
- 申込方法 1月14日（金）15時までに
下記項目を office@gakudou-osaka.net にお申込ください。
資料とアドレスは、14日（金）18時頃にお送りします。
① 市町村・お名前・立場（保護者、指導員、その他の場合は立場名）
② メールアドレス（ズーム ID・資料の送付先）
③ 質問したいことが事前にわかっている場合は、送って下さい
※地域連協・団体でとりまとめ配信して頂けると助かります（エクセル表）。その場合、「代表者」のみのメールアドレスをご連絡ください。

「臨時特例事業は、国の負担割合 10 分の 10、各市町村の財政負担は 2022 年 9 月までありませんが、各市町村からの国への交付申請が必要です。また実施要綱には「令和 4 年 10 月以降においても、本事業より講じた賃金改善の水準を維持すること」と示し、2022 年 10 月以降は、国・都道府県・市町村が 3 分の 1 ずつ負担して実施することになります。今回の処遇改善は指導員の賃金改善であり、指導員が長く働き続けること、そして学童保育の発展につながる施策です。

■通知：内閣府 HP <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/tsuuchi.html>

主催 大阪学童保育連絡協議会

大阪府中央区谷町 7 丁目 2-2-202 TEL 06-6763-4381